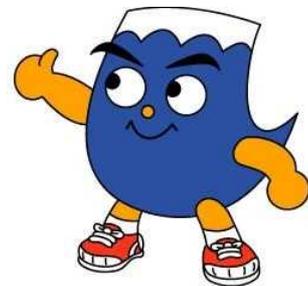


中小企業等収益力向上事業費補助金 (米国関税対応枠)について



令和7年7月22日(火)

静岡県経済産業部商工業局商工振興課

目次

- 1.制度概要
- 2.今後のスケジュール
- 3.皆様をお願いしたいこと

1.制度概要

1. 制度概要

(1) 令和7年度6月補正予算による措置

中小企業等収益力向上事業費補助金に米国関税対応枠を新設

区分	通常枠	DX推進枠	米国関税対応枠	
対象事業	業態転換 新サービス展開等	左記でデジタル 技術を活用	米国関税措置に対応した 新たな取組 (通常枠・DX枠との併用不可)	
要件	計画策定	2～3年計画	1～3年計画	
	付加価値向上	年3%以上	なし	
	伴走支援	あり	あり	なし
	売上減少	なし	なし	なし
	関税影響	なし	なし	受けている又は受ける見込みあり (米国へ輸出若しくは米国から輸入等)
補助率・補助上限	1/2、5,000千円	1/2、7,000千円	1/2、3,000千円	
予算額	300,000千円	200,000千円	105,000千円	

1.制度概要

(2)補助金交付目的

米国関税措置による影響を最小限にするとともに、収益力向上と持続的発展を図る中小企業者等を支援。

(3)補助対象事業

中小企業者等が行う、米国関税措置による影響を最小化し、付加価値の向上を目標とする事業計画に基づく事業。

事業区分
・収益力や生産性の向上を図る自社にとって新たな事業
1 新商品の開発又は生産
2 新役務の開発又は提供
3 新事業分野への進出
4 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
5 役務の新たな提供の方式の導入
<u>6 販路拡大・サプライチェーンの再構築(新規追加)</u>

1.制度概要

(3)補助対象事業の例

◎「1 新商品の開発又は生産」の例

- ・炭素繊維製品を製造する事業者が、天然繊維を使用した製品を開発し、販売する。
- ・木製品製造業者が、間伐材を加工するための切削用刃物を開発 等

◎「6 販路拡大・サプライチェーンの再構築」の例

- ・国内ビジネスマッチングイベントへの参加・展示会への出展
- ・海外現地調査・取引先候補企業との商談・交渉 等

→ 輸出先の分散・米国から国内市場への回帰等に関する事業を想定

(4)補助対象者

主な要件は以下のとおり

- ①米国関税措置の影響を受けている又は今後受ける見込みがある
- ②米国へ輸出している若しくは米国から輸入している、又は今後その予定がある
- ③本補助事業の実施年度において、中小企業等収益力向上事業費補助金(通常枠及びDX推進枠)による補助事業を実施していないこと

1.制度概要

(4)補助対象者

①米国関税措置の影響を受けている又は今後受ける見込みがある

(1)「米国関税措置の影響を受けている」の例

米国関税措置に起因して

- ・取引先企業からの受注量が減った
- ・取引先企業からの納品延期の要請があり、大量の廃棄品が生じてしまった 等

(2)「今後影響を受ける見込みがある」の例

- ・原材料のコスト上昇分を価格転嫁できず、自社負担が増加するため、自社製品の生産量の減少が見込まれる。
- ・関税影響が不透明であり、賃上げ計画の見直し等を実施予定である 等

1.制度概要

(4)補助対象者

- ②米国へ輸出している若しくは米国から輸入している、又は今後その予定がある
・直接米国と輸出・輸入している場合はもちろんのこと、間接的に米国と輸出・輸入をしている場合も含む。

【輸出】

- ・自社製品が取引先の部品・製品等に組み込まれて米国に輸出されている
- ・第3国を経由して、製品が米国に輸出されている 等

【輸入】

- ・第3国から調達された原料を使用して米国内で生産された製品を直接輸入または取引先を介して仕入

1.制度概要

(4)補助対象者

①②の確認にあたって、応募者をお願いすること

◎応募書類に、米国との取引関係がある商品や生じている影響について具体的に記載していただく。



◎米国関税措置による影響に係る説明資料(契約書・請求書等)を応募書類と併せて提出していただく。

補助金支給対象となるためには、

①米国との輸出若しくは輸入の状況を適切に説明できているか

②米国関税措置による影響を正しく捉えることができているか

③①と②を踏まえて、関税措置の影響を最小化する取組を計画できているか 等が重要。

1. 制度概要

(4) 補助対象者

④ 本補助事業の実施年度において、中小企業等収益力向上事業費補助金（通常枠及びDX推進枠）による補助事業を実施していないこと。

＝通常枠及びDX推進枠との併用は不可

中小企業等収益力向上事業費補助金 (通常枠・DX推進枠)		中小企業等収益力向上事業費補助金 (米国関係対応枠)
事業採択 令和6年度	補助事業期間:1年間 (令和7年度:フォローアップ期間中)	応募可
	補助事業期間:2年間 (令和7年度:事業実施中)	応募不可
事業採択 令和7年度	補助事業期間:1年間又は2年間	応募不可

補助事業が終了しているため、
応募可能

補助事業実施中であるため、
応募不可

2.今後のスケジュール

2. 今後のスケジュール

中小企業等収益力向上事業費補助金(米国関税対応枠) 事業スケジュール(予定)

作業内容	8月			9月			10月			11月～3月			4月～5月		
①補助対象事業募集	■	■	■												
②各種審査・事業者採択		■	■	■	■	■	■								
③交付申請受付・交付決定							■	■	■						
④補助事業実施									■	■	■	■			
⑤事業者からの実績報告・補助金交付													■	■	■

3. 皆様にお願ひしたいこと

3. 皆様をお願いしたいこと

◎通常枠・DX推進枠

- ・支援機関(商工会議所・商工会等)による、応募書類の作成・確認や補助事業における経営指標値の確認といった伴走支援が必須。

◎米国関税対応枠

- ・伴走支援なしで応募可能。
しかし、補助金の交付希望者から事業計画の内容確認をお願いされる可能性あり。
- ・特に8月は、補助金募集が始まることから、相談件数が増えることが見込まれる。
相談者様の御対応をお願いいたします。

3. 皆様をお願いしたいこと

・補助金応募様式・公募要領等は、7月31日に静岡県商工振興課ホームページで公開予定。

◎問い合わせ先

静岡県経済産業部商工振興課

TEL:054-221-2512

FAX:054-221-5002

メール:ssr@pref.shizuoka.lg.jp



ご清聴ありがとうございました

